

漁業の免許申請要領

長崎県水産部 漁業振興課

漁業の免許申請要領

I 全般的な注意事項

- 1 申請書（様式1）は、公示された申請期間内までに提出すること。公示された申請期間以外は、申請書を受理できないので注意すること。

なお、申請書に記載する公示番号は下記のとおり。

令和7年12月26日付長崎県告示 ・対馬海区619号

- 2 申請書一式は、申請者の住所が対馬振興局の管轄区域内にある場合は、対馬振興局水産課へ提出すること。それ以外の地区は、本庁水産部漁業振興課へ直接提出すること。

なお、提出部数は正本1部（本庁水産部用）、副本1部（振興局用、書類一式のコピーで可）の2部とする。

※本庁に直接提出する場合は副本は必要ない

- 3 申請書（様式1）は、漁業権1件ごとに作成すること。

- 4 漁業権1件につき、申請手数料として3,900円を所定の納付方法により納付し、申請書下部に、該当する納付方法について記入すること。

- 5 共同申請の場合は、次の書類を添付すること。

(1) 代表者選定届（様式2）

(2) 共同申請理由書

(3) 共同経営の場合は、共同経営に関する契約書の写（議決権、出資額、損益配分の方法及び業務執行方法等について明確にすること）

(4) 漁業権者間の民間協定書の写し

※ 例えば、真珠養殖漁場を代表者 甲 外2名で共有する場合、甲、乙、丙による行使協定書の写しを添付すること。

- 6 漁業協同組合の総会については、次のことに注意すること。

(1) 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更については、水産業協同組合法第50条の規定により、特別決議事項となっているので、総会の招集にあたっては、議案として明示して通知し、正組合員の半数以上が出席した総会で、その議決権数の3分の2以上の多数により決議すること。

(2) 総会の議題は次の例示によること。

対区計第_____号区画漁業権の取得について

(3) 総会招集期間が不足しないように留意すること。（通知日・開催日を除き、中7日以上の日数をおくこと）

- (4) 計画番号毎にそれぞれ議決することとし、一括議決は行わないこと。
- (5) 議決にあたっては挙手又は起立等の方法により、賛・否の数を明確にし、議事録にその数を明記すること。
- 7 区画漁業権について漁業協同組合が申請する場合は次のことに注意すること。
- (1) 個別漁業権（自営）として取得する場合には、必ず、当該漁業の経営ができるよう定款の変更手続をとること。
- (2) 団体漁業権（管理）として取得する場合には、公示された漁場が継続漁場であるか新規漁場であるかによって、免許についての適格性が異なる（必要書類が異なる）ので注意すること。

II 添付書類の注意事項

申請書に添付する書類は次のとおりであるが、○印の書類については、漁業権の種類（区画）ごとに1部を漁場計画番号の最も若い申請書に添付し、他の申請書には省略してもよい。

なお、共同して申請する場合は「I 全般的な注意事項」の5に示した関係書類を添付すること。

区画漁業の添付書類

- 1 漁業協同組合が団体漁業権（管理）として取得する場合
 - (1) 定款及び規約 ※原本証明
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 総会議事録の謄本又は抄本 ※原本証明
 - (4) 組合員名簿（様式3）
 - (5) 関係地区内で関係する漁業者の世帯数を証する書類
 - (イ) 継続漁場の場合
関係地区内に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯の数（様式7）
 - (ロ) 新規漁場の場合
関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数（様式8）
 - (6) 漁場利用計画書（様式11）
- 2 漁業協同組合が個別漁業権（自営）として取得する場合
 - (1) 定款及び規約 ※原本証明
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 総会議事録の謄本又は抄本 ※原本証明
 - (4) 組合員名簿（様式3）
 - (5) 組合の営む事業に常時従事する者の名簿（様式9）
 - (6) 免許の適格性に関する申立書（別記様式）
 - (7) 事業計画書（様式10）

(8) 漁場利用計画書 (様式 1 1)

3 会社の場合

- (1) 定款 ※原本証明
- (2) 登記事項証明書
- (3) 会社の職歴 ※会社に漁業経験がない場合は、役員の漁業職歴
- (4) 免許の適格性に関する申立書 (別記様式)
- (5) 事業計画書 (様式 1 0)
- (6) 漁場利用計画書 (様式 1 1)
- (7) 共同経営で申請する場合は、会社法第 4 6 7 条の規定による株主総会の決議を得たことを証する書類 (株式会社の場合)。なお、持分会社が共同経営で申請する場合は、事前に漁業振興課と協議すること

4 個人の場合

- (1) 漁業に関する職歴 (様式 5)
- (2) 住民登録票の抄本
- (3) 免許の適格性に関する申立書 (別記様式)
- (4) 事業計画書 (様式 1 0)
- (5) 漁場利用計画書 (様式 1 1)

(以 上)